

第 1 8 回
太平洋広域漁業調整委員会議事録

平成 2 5 年 3 月 8 日
水産庁

1. 開催日時

平成25年3月8日 14:00～

2. 開催場所

南青山会館 大会議室

(東京都港区南青山5丁目7-10)

3. 出席委員

【会長】

学識経験者 松岡 英二

【都道県海区互選委員】

青森県東部海区 松本 光明

岩手海区 大井 誠治

宮城海区 阿部 力太郎

福島海区 佐藤 康德

茨城海区 別井 一栄

千葉海区 赤塚 誠一

東京海区 竹内 正一

神奈川海区 宮川 満

愛知海区 吉戸 一紀

和歌山海区 海野 益生

徳島海区 中野 憲次

高知海区 和田 義光

愛媛海区 佐々木 護

宮崎海区 宇戸田 定信

【農林水産大臣選任委員】

漁業者代表 石田 洋一

漁業者代表 本間 新吉

漁業者代表 鈴木 廣志

漁業者代表 宮本 英之介
学識経験者 高成田 享

4. 議題

- (1) 太平洋南部キンメダイの広域資源管理に係る広域漁業調整委員会指示について
- (2) 太平洋クロマグロの資源評価結果について
- (3) カタクチイワシ及びブリの資源管理について
- (4) 資源管理に関する連絡・報告事項
 - ・全国的なマアナゴ漁獲の動向と加入量調査の状況について
 - ・太平洋北部沖合性カレイ類の広域資源管理に基づく保護区Ⅲの取扱いについて
 - ・平成25年度資源管理関係予算概算決定について
- (5) その他
 - ・水産物の放射性物質調査について
 - ・福島県の漁業再開の状況について

5. 議事内容

開 会

○事務局（鎬木）

皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから第18回太平洋広域漁業調整委員会を開催いたします。

私は、事務局を担当しております水産庁管理課資源管理推進室の鎬木と申します。よろしくお願いいたします。

まず、出席状況につきまして、ご報告いたします。

本日は、海区互選委員のうち、北海道の川崎一好委員、静岡県の宮原淳一委員、三重県の黒田耕一郎委員、大分県の平川一春委員、農林水産大臣選任委員の野崎哲委員、山田洋二委員、清家一徳委員、山川卓委員の8名が、事情やむを得ずご欠席でございますが、委員定数28名のうち、定足数である過半数を超える20名の委員のご出席を賜っておりますので、漁業法第114条で準用いたします同法第101条の規定に基づき、本委員会は成立していることをご報告いたします。

それでは、松岡会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○松岡会長

松岡でございます。よろしくお願いいたします。

委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきたいと思っております。

委員の皆様方には、年度末という大変お忙しい中、この第18回太平洋広域漁業調整委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、水産庁からは長谷審議官、熊谷管理課長、内海漁業調整課長、それから水産総合研究センターからは渡辺主幹研究員の方々、そのほか担当の方、お忙しい中をご臨席いただいております。誠にありがとうございます。

さて、当委員会の対象海域で発生しました東日本大震災から2年が経過しております。

沿岸域では、漁港や漁村の復旧復興に向けて、大変多くの方が大変なご努力をされておるわけでございますけれども、技術者の不足とか資機材の不足とかでありまして、なかなか思うように進まないというもどかしさがあるわけでございます。一刻も早い復旧・復興が望まれるわけでございますけれども、ぜひ私ども水産業にかかわる者としましては、引き続きそれぞれの立場で復旧復興に向けて努力していかねばと、このように考えておるわけでございます。

本日の委員会でございますけれども、キンメダイの広域漁業調整委員会の指示の問題、それから、クロマグロの最新の資源評価と管理の進め方、カタクチイワシやブリの資源管理、そういった問題

についての議題が用意されております。委員の皆様からは、活発なご意見をいただきながら、円滑な議事進行に努めてまいりたいと、かように考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、本日は水産庁から長谷審議官にご出席いただいておりますので、水産庁を代表しまして、ご挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いします。

○長谷審議官

皆さん、こんにちは。水産庁資源管理部審議官をしております長谷でございます。委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中お集まりいただきまして、厚く御礼申し上げます。また、日頃から資源管理あるいは漁業調整にご尽力を賜っておりますことに関しまして、改めてお礼申し上げます。

会長のお話にもありましたように、本日は3月8日ということで、来週には東日本大震災から丸2年ということでございます。この間、実に多くの問題を抱えながら、復旧・復興に取り組んでこられました被災者並びに関係者、特に被災者の先頭に立って取り組んでこられました、ご出席の被災地委員の方々に、改めまして心からの敬意を表したいと思います。どうか体調にもご留意されて頑張っていたきたいというふうに思っております。

被災地の復興は政府にとっても一番のテーマであります。水産庁といたしましても、引き続き最優先でできる限りの努力を続けてまいりたいというふうに思っております。行き届かない点がどうしてもあるかと思えますけれども、各論の中で何か問題がありましたら、その都度またご連絡をいただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

さて、資源管理の話でございます。23年度から、新しい枠組みとして、資源管理収入安定対策による支援のもとで、それまでの資源回復計画にかえまして、国あるいは都道府県が策定した漁業管理指針に基づいて、漁業者が資源管理計画を作成し、計画的な資源管理を推進することになりました。

名称は変わりましたが、沿岸漁業者と沖合業者がその他専門家も交えて、一堂に会して資源管理に取り組む枠組みをつくろうということで発足した、この広域漁業調整委員会の役割は、変わらず引き続き極めて重要というふうに考えております。

この委員会でも、マサバの資源回復を初め多くの取り組みを続け、目に見える成果も生まれてきております。これは、日本海・九州西、もう一つのほうの委員会のほうの話ですけれども、最近の状況としては東シナ海での外国船の操業活発化というように、いろいろと状況の変化が生まれております。我が国周辺水域の資源管理をしっかりと関係者で進めていこうということですのでけれども、国

内だけでなく、やはり国際交渉とも密接に絡めながら取り組まないと、なかなか成果が出ないというような資源、案件も多くなっております。

本委員会におきましても、太平洋のクロマグロにつきまして、曳き縄漁船などの届け出制を導入いたしまして、ほかの2つの委員会あわせまして、全国で約1万1,000隻も小型漁船の届け出が行われて、沿岸漁業の実態も徐々に把握できるようになってきたところであります。

最近のクロマグロの資源評価は、先日も新聞記事になりましたけれども、過去最低水準という厳しい評価が出ております。後ほど担当から詳しく説明させますけれども、引き続きこの太平洋クロマグロの管理について、委員各位のご理解ご協力をお願いしたいというふうに考えております。

本日は委員の皆様方の有意義なご審議が行われて、この資源管理の一層の推進が図られますことを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

○松岡会長

長谷審議官、どうも大変ありがとうございました。それでは次に、配付資料の確認を事務局のほうからお願いしたいと思います。よろしく願いします。

○事務局（鍋木）

それでは、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず、議事次第がございます。それから委員会名簿、それから配席図がございます。

次に出席者名簿。その次から資料に入ります。資料1、資料2としまして、横長の紙でございます。太平洋クロマグロについてです。

資料3-1、魚のイラストがありますが、カタクチイワシについての資料でございます。

それから資料3-2、今度はブリについての資料でございます。

それから資料4ということで、平成25年度予算の概要というペーパーがございます。

資料5、全国的な、マアナゴ漁獲の動向と加入量調査の状況というペーパーでございます。資料5です。

それから、最後に資料6として、1枚紙がございます。

以上でございますが、過不足等がございましたら、事務局のほうまでお申し出いただければと思います。皆様、よろしいでしょうか。

それでは、また何かございましたら、議事の途中でも遠慮なく事務局のほうまでお申しつけください。以上でございます。

○松岡会長

ありがとうございました。それでは議事に入らせていただきますが、最初に、後日まとめられま

す本日の委員会の議事録署名人を選出しておく必要がございます。

これにつきましては、本委員会の事務規程12条によりまして、私からご指名させていただくことになっておりますので、僭越ではございますけれども、指名させていただきます。

都道府県海区互選委員からは千葉県の赤塚誠一委員にお願いします。それから、農林水産大臣選任委員からは本間新吉委員のお二方に、本日の議事録署名人をお願いしたいと思います。お二人の委員の方、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入らせていただきます。

議題1は「太平洋南部キンメダイに係る広域漁業調整委員会指示について」ということでございます。それでは事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局（鍋木）

よろしくお願いいたします。ここからは着席のままで失礼いたします。

それでは、資料1をごらんいただきたいと思います。当委員会では、キンメダイを広域資源管理の対象として取り扱っております。それで資料1にございますように、キンメダイをとることを目的とする刺し網漁業といたしましては、太平洋の公海における大臣の許可漁業によるもの、それから、各都道府県の管轄海域において、漁業権または知事許可漁業に基づいて営まれているものがございます。これ以外に、排他的経済水域あるいは領海内水面で行われているものがございますが、この自由漁業として営まれていたものにつきまして、キンメダイの広域的な資源管理をしていくという中で、従来よりこのキンメダイをとることを目的としております底刺し漁業に関する規制を、委員会承認制という形を導入しておりまして、毎年1年間という形で承認をしております。今回、そのまた年度が変わりますので、改めましてこの承認の手続きをしたいということでございます。

したがいまして、委員会指示としての内容につきましては、承認の期間が25年4月1日から26年3月31日までということで、内容に変わりはありません。

簡単でございますが、委員会指示の内容につきましては、以上でございます。

したがいまして、次ページ以降の指示の内容につきましても、期間以外は特に変更はしてございません。以上でございます。

○松岡会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局のご説明について、ご質問、ご意見等、何かございますでしょうか。

よろしゅうございますか。期間が変わるだけということでございます。内容につきましては従来やってきたものを踏襲するというご説明でございました。

それではよろしゅうございますでしょうか。

漁業法の第68条に基づきます、広域漁業調整委員会の指示といたしまして、太平洋広域調整委員会指示第14号を発出するというので、決定してよろしいでしょうか。

また、あわせまして、今後の事務手続き上の部分的な修正・文言の訂正等につきましては、私に
ご一任いただきたいと思えます。

この日程につきまして、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○松岡会長

ありがとうございました。

それでは、事務局のほうでは、この委員会指示の事務手続きを進めていただきたいと思えます。
よろしく願います。

それでは、議題の2に入らせていただきます。

議題2は、「太平洋クロマグロの資源評価結果について」ということでございます。

これにつきましても、事務局からご説明をお願いいたします。よろしく願います。

○神谷首席漁業調整官

本件について、説明させていただきます。水産庁漁業調整課の神谷と申します。よろしく願
いたします。着席して説明させていただきます。

現在、沿岸のクロマグロ漁業は、広域漁業調整委員会の届け出制によりまして、1万1,600隻が
登録されております。本年1月には、長谷審議官からの挨拶にもございましたように、公表された
クロマグロの資源評価結果が非常に悪かったということを受けまして、水産庁では、登録隻数が現
状以上に増大することのないように広域漁業調整委員会の承認制による隻数制限の導入を検討して
いるところでございます。

2月27日開催の瀬戸内海広調委を皮切りに、現在の検討状況を報告しております。

本日の太平洋広調委に続きまして、13日には日本海・九州西広調委で同様の資料でご説明する予
定でございます。資料はお手元の資料2でございます。

今後、関係者との調整を続けまして、10月の広域漁業調整委員会で具体案を審議・決定いただき、
平成26年から導入するというスケジュールを予定しているところでございます。

それでは資料の説明に入らせていただきます。

1枚目でございますが、これは1月8日に公表された資源評価結果をまとめたものでございます。
「資源評価結果の概要」と青く囲った部分にございますけれども、これは2つの要素からなってお

ります。

最初は資源の現状でございます。現状は2010年現在、過去50年間の最低水準であると。いかなる指標に照らしても、過剰漁獲の状況にあると出ております。

2つ目が将来予測でございます。WCPFC及びIATTCの現行の保存管理措置や日本の自主的措置が確実に実施されれば、資源状況は改善されると思われると出ております。

今回、我々はこの確実に実施という部分をどうやって担保していくかというのが課題となっております。これが本日ご説明させていただく背景でございます。

2枚目の資料でございますが、これは、1月の資源評価結果を受けて、内外のマスコミがどのような報道をしたのかという点をまとめております。

国内の報道では、最初の1枚目の将来予測のみに視点を置きまして、将来的には3.6倍にふえる可能性がある。日本にとっては朗報だという点のみ強調された報道となっております。

ただし、これは先ほど申しました、措置が確実に実施されればという話と、あくまでも資源評価というのは推計でございます。いろいろな過程が全部うまくいけばという楽観論に基づいたものがあります。

一方で海外のマスコミの報道状況でございますけれども、これは資源の現状のほうにまた力点を置いた報道となっております。過去最低のレベルであると。特に、日本が最大の漁業国であると。何の規制もとられないまま、事ここに至ったと。絶滅寸前の危機にあるという、これも極端とは思いますが、こういった報道がなされているところでございます。

つまり日本以外の国では、太平洋クロマグロというのは非常に資源が悪く、悪くしている元凶は日本であるというような報道が主流をなしている状況でございます。

次でございますが、お手元には資料はございません。つい最近、AP通信で日本に在住の記者が、世界に配信した記事がございます。スクリーンをごらんいただければと思いますが、特にタイトルとして、日本人の多くがマグロ資源の減少を知らないと書かれております。日本人は資源の状況は気にしておらず、健康的なものとか、食品の安全というものは気にする一方で、資源というものはほとんど気にしないという観点から記事が書かれておりまして、これに対し、各界の代表の方のコメントが出ております。

東京の主婦、高級寿司職人、クロマグロがいなくなるとは思いませんと。元水産庁幹部、大学の先生、宮原次長ですね。環境保護団体、日本の漁業者というようなですね。

こういった、今度は日本の内部からもこういった記事、特に資源というものを日本は気にかけないんだというような論調の記事が、日本からもどんどん出ていく状況になっておるということでご

ざいます。

この記事ですね。原文等は水産庁にもございますので、もし興味がある方は、我々のほうにコンタクトしていただければと思います。

いずれにしても、太平洋クロマグロというのは、日本で伝統的にとられてきた魚種でございますが、好むと好まざるとにかかわらず国際的な資源管理の土俵に乗っているという点をご認識いただければと思います。

次のスライドでございますが、これは上段は日本におけるクロマグロの年齢別の漁獲尾数の割合でございます。円グラフの青い部分、92.6%とございますのは0歳から1歳。ほとんどが未成魚でございます。一応の成魚とされる4歳魚以上の漁獲の比率は1.2%ということになっています。

先ほど私が国際資源管理の枠組みの中に乗っておると申しましたが、その一例として、大西洋ではどのような管理がなされているかという点が下の表でございます。

大西洋では原則30キロ未満の採捕、水揚げ禁止となっており、すべてにおいてTACが設定されていると示されております。TACが例えば2009年から2010年は4割の削減となっております。

これに加えて、漁獲の報告が適切でない場合は、放流を義務づけるというような、非常に厳しい規制がかかることになっております。

ですから、仮に国際資源が通常の国際管理の枠組みのまま決定されるとすれば、例えば日本の太平洋クロマグロで言うと、4歳魚以上のわずか1.2%しか漁獲してはいけないというような、極端に思われるかもしれませんが、単純に比較するとこういった状況が発現しかねないということになっております。

したがって、我々としても、こういったことにならないように、日本国内で先手先手で管理を実施していくことが不可欠かと思われまます。

次のページでございますが、資源の管理が確実に実施されれば回復すると、当初説明いたしましたが、では、確実に実施するとは何を確実に実施したらいいかというのがこの資料でございます。

WCPFCの管理のポイントは、漁獲量または漁獲の能力を2002年～2004年水準に抑えることとということでございます。ただし沿岸漁業が除かれております。

沿岸の零細漁業が除かれておりますのは、沿岸零細漁業は安定しており、増えていないという当方の主張が認められたからだ我々は認識いたしております。

したがって、これから先も確実に担保していくためには、ここの増えていないという状況を今後とも続けていくことが不可欠となってまいります。

次の資料でございますが、これは我が国が導入してきた各種措置の詳細でございます。

沿岸漁業、沖合漁業、養殖業、また輸入管理という分野でいろいろな措置を実施しておりますが、沖合漁業については、基本的に量的な管理であり、沿岸の零細漁業については、登録制を2011年から実施しています。

養殖場に関しては、養殖場の登録制を実施しています。また、これらの養殖業は天然種苗に依存しておりますため、曳き縄による漁獲増大を招く可能性がございましたので、昨年10月から養殖場拡大防止の大臣指示を出しておるところでございます。

こういった措置を導入しておりますが、何度も申しますが、確実に実施というものを担保するには、どのようにすべきかという観点でこれからの検討が必要かと思われまます。

そうした背景において、唯一、ある意味歴史的に自由に行われてきたがゆえに、外から見ると何も制度の枠が加えられていないというのが沿岸の零細漁業になります。2年前から登録制が導入されておりますけれども、これは登録しさえすれば、だれでも自由にできるという制度でございますので、場合によっては隻数が急増する可能性もあります。

したがいまして、隻数が今以上に増えないことを担保するため、隻数制限への移行を検討することが必要になってこようかと思われまます。

次の資料でございますが、他方で隻数制限、登録制と申しましても、現在登録されておりますのは1万1,600隻以上でございます。また、多い県においては2,000隻以上、1,000隻以上の登録がある県が4県もございます。したがいまして、どのような承認制とするか、どのようなスケジュールで導入するかということは、これから詰めていく課題かと思いまます。

いずれにしても、現在登録を受けている方々及び登録の申請作業などをされる方々の負担が最小限になるように努めてまいりたいと思いまます。

今のところのスケジュール感といたしましては、今回広調委で検討結果、説明させていただき、またこれから皆様方のいろいろなご意見をお聞かせいただき、10月の広調委で具体案が説明できるようにいたしまして、来年からの導入というスケジュール感で進んでいきたいと思っております。

最後になりますけれども、今回、承認制ということを紹介させていただきましたが、これはある意味唐突にあらわれた話ではございません。下の大きな括弧書きの平成22年に農林水産省で行ったプレスリリースにも、沿岸零細漁業の登録制というのは、将来の隻数制限を視野に入れて行うということを明記しております。ただし、国内の資源管理の慣例からすれば、届け出制導入の翌年とか翌々年に承認制の考えを示すことは、タイミング的に急ぎ過ぎに見えるかもしれませんが、太平洋クロマグロというのは、国際資源でございます。国際的な管理のペースで動かざるを得ないという点がございます。

ことしのWCPFCでは、管理措置の見直しが行われます。3年後には、ワシントン条約の会議が再度開かれると、こういった厳しい状況にあることを踏まえまして、日本が率先して資源管理に取り組むことが沿岸の零細漁業を守っていくための対策であるという点をご理解いただければと思っております。

以上、説明を終わらせていただきます。

○松岡会長

ありがとうございます。ただいまの神谷首席漁業調整官から大変詳しいご説明いただきました。資源評価につきましては、前回この委員会でのご説明もありましたけれども、それに比べてはるかに厳しい内容の資源評価のご説明があったわけでございます。

それを受けて、今後この調整委員会の場を通じて資源管理を検討していきたいというような話もございました。

大変この問題、皆様関心深い内容だと思います。委員の皆様方からご質問ご意見等をお受けしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

和田委員、お願いいたします。

○和田委員

高知県です。今年の、先ほど2月27日に瀬戸内海広域漁業調整委員会において、届け出制から承認制に移るということで話があったわけですが、またこの3月5日に高知新聞のほうにも農林水産大臣の会見で、クロマグロの漁船の総量規制を2014年度に導入すると。そういったことが報道なされておるわけですが、高知県としては、沿岸零細な沿岸漁業が非常に多いわけございまして、種苗生産、採捕従事船についても、三重県においては800隻ぐらいですか、12年度統計で。高知県においても500隻、長崎についても500、300。これらの問題について、我々高知県としては非常に小さな船の3トンから約10トンぐらいの船が日ごろこういう漁業に従事しております。

そしてまた、自由漁業であるのにこれが承認制になっていくということになれば、日ごろ零細漁民がほかの仕事をしておるときに、このマグロのヨコワの時期が来たときに、これ操業したいというような話が出てきたときには、これはどのような形になりますか。

規制をしていく、統数を決めていくとなった場合にですね。1点そこらあたり、ちょっとお伺いしたいと思うんですけれども。

今までは自由にやれたわけですね。ところが規制されるということになれば、非常に沿岸漁民として、零細漁民としては日ごろの生活の収入について、大きな不安を感じているのはそういう情報があるわけですが、そこらあたりを一つ説明よろしくお願いします。

○松岡会長

事務局、お願いいたします。

○神谷首席漁業調整官

今回、我々が検討しておりますのは、現状以上に勢力が増大しないという点を主眼に置いた承認制への移行というのを検討しております。したがって、現在、登録されている隻数を上限とすることでもって移行を図っていきたいというふうに考えております。

○松岡会長

和田委員。

○和田委員

それであれば、先ほど言われるように、ほかの魚種がやっている方が、できないような状況になるわけですね。高知県としては非常に他の地域よりも、まき網とか火光利用漁業というのが本当に少ないわけです。そういった中でのこの零細漁民がわずか1カ月足らずの間の漁をやっておるわけです。それについても、今日の燃油の高騰、非常にリッター当たり免税使っても100円、ドラム缶1本当たり消費税入れて2万1,000円、こういうような状況の中において、非常に承認制というのはわかるんですけども、そこらあたりの説明をやはり水産庁としても、そういう関係漁協における、県における十二分な説明もやはりしてもらいたいと思います。

特にここにあるように三重県においても、和歌山、長崎、高知については特に多いわけですから、そこらあたり、当委員会、我々としても、この場では、い、そうですかというよりも、それに対しては、やっぱり地元に来ていただいて、やはり漁業者に十二分な説明をしていただいて理解をもらうということが、私は前提になるのではないかと考えております。その点をお願い申し上げます。

以上です。

○松岡会長

今後、地元でいろいろ説明等をお願いしたいということでございますけれども、よろしいですか。ぜひそういう方向でご検討いただきたいと思います。

そのほか何か。

○佐藤委員

大変素朴な質問で申しわけないんですけども、遊漁船というのは、普通組合とか漁業協同組合に所属して、その組合から指導を受けてやっているのはわかるんですけども、マイボート、全然私も今は、福島県は操業していないのであれなんですけれども、操業していたときのことを考え

ると、まるつきり統率がとれないマイボート、これらも結構秋の季節になると曳き縄ですか、竿を出してメジマグロという1キロぐらいのマグロをとりにいきますよね。この数も私らのところでさえかなりいるんですから、日本全国数えたらきりがなくらいにいると思うんですけれども、なかなかこれ、私ども資源管理でいろいろなところを管理した場合に、なかなか聞いてくれない。漁業組合で言っても聞いてくれない。その場で釣っている場所でだめだよということもさっと逃げて行って、その場でいなくなってしまうと。

マグロも同じことで、秋の季節になるとかなりのボートが福島県は当時のことを考えると出ています。これのほうの規制は、私ら漁業組合でできないんだから、水産庁のほうでしてくれるのかどうかかわからないけれども、今、疑問に思ったものですから、このマイボートの規制、これを一生懸命考えないと、何も漁連のほうの漁業者を指導しても、何か片手落ちな感じがするんですけれども、どうでしょうか。

○松岡会長

遊漁船の問題について、ご指摘がありましたけれども、事務局、お願いできますか。

○神谷首席漁業調整官

本日は、あくまでも大きな考え方の方向性の報告ということでございますので、きょうお示しいただいたようなご懸念とか、また今後我々が浜に参って、いろいろ出される懸念というのは、十分反映させた上で、改めて提案させていただくという道筋とさせていただければと思います。

○松岡会長

佐藤委員、よろしいですか。その他の委員の方で。

高成田委員、お願いします。

○高成田委員

2点あります。ひとつはこのクロマグロの資源管理といっても、実際にはほとんど日本市場がマーケットであるということならば、生産管理も重要だと思いますけれども、いわゆる入り口というのでしょうか、やはり日本の市場に入ってくることを管理するというほうが、効果をもっとあるはずだというふうに、素人なりには思うのです。

それで、その場合には、やはり日本の中の漁業者をより守るというのは、当然のことだと思うので、そういう観点からすれば、輸入管理をもっとできないかということです。この表を見ても、韓国産のクロマグロ、メキシコ産のクロマグロなどがありますけれども、こういうところの規制を強化するという、つまり日本のマーケットに入ってくるの監視を強化することによって、資源全体を守っていく、そして日本の漁業者を守っていくというのが当たり前のように思うのですが、ど

うしてそれができないのか。

つまり、何かWTO違反のようなことがあるのか。あるいは、そのメキシコだ何だといっても、それは日本の商社がかかわっているから同じことだということか、ちょっとここが理解できないなという感じがします。

それから、もうひとつ、このままで管理を進めていけば、資源状態はよくなるということだそうでもありますけれども、2ページの裏側にある、太平洋クロマグロの年齢別漁獲状況というところを見ると、92.6%が4歳未満というのでしょうか、非常に小さい魚をとるとするのは、漁業としては正常な状態ではないのではないかと思います。こうした仕組みを変えないで、規制強化によって資源管理をするということよりも、もっと4歳以上の魚をとるとするような仕組みにもって行って、資源管理をするというふうに変えなければいけないと思います。現行管理という場合には、もちろんそういうこともご配慮されていると思いますが、このままの仕組みで、そこそこやれば良いというような感じにとれるので、ちょっと理解できない感じがします。この2点についてご説明いただけないでしょうか。

○松岡会長

今、輸入の問題と漁獲内容の問題、2点ございましたけれども。これは。

○神谷首席漁業調整官

輸入規制に関しましては、国際漁業管理機関がまずこういったときは貿易制限を課すというものを決めて、それに従っていない場合にそれにのっとって輸入規制が課せられるという仕組みになっております。

一方で、今、メキシコのクロマグロに関して見ますと、メキシコでは昨年、IATTCで2年間の漁獲枠が1万トンというものが決まっております。ですから、まずはこれが順守されているのか。順守される限りにおいては、貿易の制限というのは課すことが非常に難しい状況になっております。

一方で韓国のほうは年間約1,000トンから2,000トンの漁獲がございますけれども、これは今のWCPFCの中では量に関しては適用除外となっております。したがって、ことしの資源管理措置の見直しの段階におきまして、この適用除外というものが落とされるように努めてまいりたいと思っております。

2点目の、魚のとり方の構造を変えるべきではないかという点でございますが、平成22年に我々が出しました管理指針の中にも、明確にそれは述べております。一番最後のページの資料になりますが、基本的な対応の中に、未成魚の漁獲を抑制削減し、大きく育ててから漁獲するというのを大目標に挙げておりますので、特に量的管理による未成魚の削減という点は、まき網漁業を主体に既

に実施しておるところであります。

具体的には、西日本のまき網を中心に未成年の漁獲を約3割削減しておりますし、あわせて日本海のまき網、産卵期は、自主的に漁獲の上限を2,000トンというふうに設けるような措置をとっているところがございます。

いずれにしても、このようなことで構造を変えるべく努めている一方で、曳き縄等歴史的に存在する漁業というのは、歴史的に0歳魚から1歳魚に多くを依存してきたという点も考慮に入れた、バランスのとれた対応を実施してまいりたいと考えております。

○松岡会長

ありがとうございます。高成田委員、いかがでございましょう。よろしいですか。

○高成田委員

ご努力はわかるのですが、メキシコの話と国内の曳き縄漁と、全然規模が違うのが一緒に論議されているような感じがします。クロマグロの資源管理については、漁獲量の問題と、漁法の質の問題と、別々に考えると、もっと違う方策があるのではないかと感じます。

それとメキシコなどについては規制がちゃんとされているのかどうか。日本国内でこういうような規制が進んでいく場合に、公平性という問題が出てきます。国際的な資源管理の中で、日本だけが特に沿岸の漁業者が割を食っているのではないかと感じます。そういうふうにならないように努力していただきたいと思います。

○松岡会長

今のご意見については、今後いろいろご意見を踏まえて検討を進めていただくということでよろしゅうございますか。

そのほかの委員の方、竹内委員、お願いします。

○竹内委員

東京の竹内ですけれども、ちょっと古い記憶なので、データを持っていないから偉そうなことは言えないのかもしれないけれども、沿岸漁業者が自分の港の前へ来る魚を順番にとっているわけ、極端に言えばね。カツオが来ればカツオの曳き縄をやる。マグロが来ればマグロの曳き縄をやるわけですよ。それで、それもないときには例えば今の話、僕が言っているのは千葉の勝浦の近くの話なんですけれども、そのデータを使っていたときに、カツオをやり、それからマグロをやり、それからヒラメの曳き縄をやり。

それは、自分の前に来たときなんですね。あんまり遠くへは行かないわけです。自分の前からそんなに。そうすると結局、クロマグロの小さいものをとるというのは、本当にその一定の時期で、

本当の1カ月とか短い時期なわけですよ。だからそれは、漁業者がそういう形で操業しているのだと、実態をもう少しきちんと押さえないと、ただ数字が何%とやっているから、これだけの隻数にしろとかということではとても実際にはだめです。何もできない。漁業者はだって、目の前の魚をとらなかったら食っていけないんだから。それはやっぱりしっかり考えていただかないと、先ほど高成田委員が言われたように、外国と同じではない、特にクロマグロはどこで生まれて何歳の時にどこにうろうろしていて、太平洋渡ってメキシコ行って、向こうでまたとられてまた帰ってくるといわけでしょう。そういうことを考えてたら、どこで何をするといったら、日本だけが小さいものを一生懸命抑えるというのは、無理ですよ、はっきり言って。沿岸の漁業者にそれをやったら死ねてようなものですよ、はっきり言って。答えは結局要りませんから、それだけ申し上げておきます。

○松岡会長

ありがとうございます。長谷審議官お願いします。

○長谷審議官

沿岸の小規模な操業形態、先生の言われるとおりでありまして、そういうものが届け出られた隻数が1万1,000隻と。途方もない数があつて、管理するにも一番難しいタイプのものなんだと思いますけれども、冒頭の挨拶でも話しさせていただきましたけれども、どちらが先ということではなくて、国際交渉と国内の体制と並行してやっていかないと、結局後手を踏んでしまうということなので、きょうのところはそういう方向で考えているという、ある意味予告編みたいなことでありまして、和田委員が言われたように、これから漁業者の方が不安に思わないように現地に入らせていただいて、説明を重ねていきたいというふうに思っております。

今は、1カ月とおっしゃいましたけれども、その魚が来て、今年は漁がいいぞといったら、出る。みたいな人もおられるわけですね。そういう人も含めて、クロマグロを対象にする予定、可能性がある人は届け出をしましょうという制度になっているので、そこについてそういう人は申請していただいて、承認をするというようなイメージを考えているので、操業形態自体を変えようというようなことではないということだけはお話しさせていただきたいと思えますし、あとやっぱりこれだけの隻数ですから、手間が、それは企業的なところではありませんので、沿岸の零細な漁業者であるとか、あるいは漁協の事務の手間ですね、これを増やさないとということがやっぱり非常に大事だと思っております。

国際的な話ですし、全国的な話ですから、一つの考え方からすれば、農林水産省令で許可制にというようなことも理屈の上ではあるんですけれども、今言いましたような事務を軽減すると、簡素

化するというような弾力的なことができるのは、やっぱり委員会指示制度なんだろうなというふうに思っております、そういう漁業者の事務の負担をかけないということを考えますと、そういう意味で私、挨拶させていただいたんですけれども、この委員会の委員の皆さん方のご理解を得ながら、そのためには地元の関係者、漁業者の理解を得ることだと思っておりますけれども、そういうことで半年かけて丁寧に準備を進めたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○松岡会長

ありがとうございました。高成田委員、お願いします。

○高成田委員

1万1,000隻というのは、曳き縄の小さな船をおっしゃっていますか。どのぐらいのトン数を、私も九州でこの曳き縄の小さな船に乗ったことがあるものですから、大体イメージがわくんですけども、この全体の中で、いわゆる1万1,000隻という数字は大きいので、どのぐらいのトン数をとっておられるんですか。

○松岡会長

これは神谷首席漁業調整官、お願いします。

○神谷首席漁業調整官

トン数で言いますと、10トン未満までございますけれども、隻数の大半というのは5トン未満になると思います。

○高成田委員

すみません、漁獲量です。

○松岡会長

神谷首席漁業調整官、漁獲量をお願いします。

○神谷首席漁業調整官

漁獲量と申しますと、曳き縄の漁獲量ということでしょうか。年変動が激しいんですけれども、1,000トンから3,000トンぐらいの間の漁獲でございます。

○松岡会長

よろしいですか。そのほか、ご質問、ご意見、ございませんでしょうか。

お願いします。

○赤塚委員

4ページ目の92.6%、ここを削減対象にという図がありますが、この主として九州、韓国のまき

網、それから西日本の曳き縄が漁獲しているとありますけれども、この割合というのは、どの程度の割合になっているのか教えていただきたいと思います。

○松岡会長

これも神谷首席漁業調整官、お願いできますか。

○神谷首席漁業調整官

今、曳き縄の登録制というのが始まって、正確なデータというのはこれから上がってくるところでございますけれども、はっきり申せますのは、韓国が1,500トンから2,000トンぐらいの間をいっております。それで西日本のまき網が、3,500トンから4,500トンまでの間です。4,500と申しましたのは、4,500トン以上とってはならないという上限を2年前から導入したためでございます。それ以前は6,000トンぐらいまでとっておったと承知しております。

曳き縄が1,000トンから3,000トンぐらいと、そういう状況であろうかと思えます。

○赤塚委員

お尋ねしたのは、この1万1,000隻の小型船に規制をかけていくという方向であるというお話でしたので、そういう話を沿岸漁業者に理解を求めていく場合には、必ずこの92.6%の内訳はどうだという話が出てきやしないかというふうに感じたもので、ちょっとお聞きしました。

以上です。

○松岡会長

そのほか、ご質問等ございますでしょうか。松本委員、お願いします。

○松本委員

先ほど、小さい10トン未満のそれこそ曳き縄という業種を言っていますけれども、この10トン以上とかというこのはえ縄船も今後の承認船として考えているのか、お伺いいたします。

○松岡会長

神谷首席漁業調整官お願いします。

○神谷首席漁業調整官

曳き縄だけではございません。現在、登録制として届け出制として届け出をされている漁業種類は、そのまま承認制のほうに移行するという考えでございます。

したがいまして、お手元の資料の沿岸漁業の届け出状況の右側に、円グラフがございますけれども、現時点において、届け出をしていただいております漁業種類別の隻数というのは、こういった状況になりますので、少なくともこういった漁業種類、こういった規模の方々が承認制に移行するとい

うことを想定しております。

○松岡会長

よろしいですか。そのほか、何かございますでしょうか。

特にございませんでしょうか。

それでは、特にきょうもちろん結論を出すとか、そういうことではございません。ただ、先ほど水産庁のほうから説明がございましたように、この資源については大変厳しい評価ということがご説明ありました。こういった資源評価についての共通認識は皆様共有できるのではないかと思いますけれども、そういうことを踏まえて、今後、この太平洋広調委のほうで、この資源管理について検討していくということをご提案されておるわけでございますけれども、そういう方向で今後進めていくということで、よろしゅうございますでしょうか。委員の皆様方、そういう手続きを進めていくということでよろしゅうございますですね。

(「はい」という声あり)

○松岡会長

ありがとうございます。それでは、当然その間は先ほどの委員の委員各位からご質問、ご意見等ございましたので、特に浜での説明を水産庁のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そういうことも踏まえて、これから水産庁のほうでご検討いただいて、次回の委員会でご提案を、また改めて検討させていただくと、そういう処理をさせていただきたいと思ひます。

それでは、この議題につきましては、そういうことで終わらせていただきます。

次に、議題の3でございます。議題3は、「カタクチイワシ及びブリの資源管理について」ということでございます。この問題につきましては、前回の委員会事務局のほうから説明がございました、T A C魚種に次いで漁獲量が多い魚種の資源管理について、今後検討していきたいということでございます。その点について、委員の方々にご意見をお伺ひしたいというのが趣旨でございます。

それでは、最初にカタクチイワシについて、事務局のほうからご説明をお願いしたいと思ひます。お願ひします。

○保科室長

若干、今回の話題の背景について、前回ご紹介したことと重なりますけれども、お話しさせていただきます。いただいた上で各資料の説明に移りたいと思ひます。

漁獲量が比較的多いんだけれども、多くて全国的に漁獲されているんだけれども、今、資源管理の枠組みには入っていないような魚種について、今後どういうふうにしていこうかというのが今回の

お話です。

こういう漁獲量が比較的多い魚種で、それらが国民にもなじみが深いということになると、その資源管理については国民の関心も高くなってきているというのも事実です。

このような魚種は当然、漁業にとっても重要な魚種ですので、考えていきたいということです。

一方で、これはどういう魚種が該当するのかということをもう一度お話しいたしますけれども、日本では漁獲量が一番大きい部類の魚種はTACの管理をしています。具体的には7魚種あって、サンマ、スケトウダラ、マイワシ、マアジ、マサバ・ゴマサバ、スルメイカ、ズワイガニといった魚種は全国で毎年数量の上限を設定して、その範囲で漁獲するというやり方をしています。

今回のそれに次ぐような魚種というのは、カタクチイワシですとか、ホッケとか、ウルメイワシ、マダラと、そういった部類の魚種になります。非常に漁業にとって大事な魚種ではあるんですけども、一方で資源の状況が、これまで比較的安定してきたというようなこともあって、今、全国的な資源管理の枠組みはないという形になっています。

このような魚種に関して、昨年11月に行われた水産政策審議会においても若干議論が行われました。資源管理をどうするのかということですが、その際にはこういう漁獲量が多いものについては、一律というか網羅的にTAC、漁獲の上限を毎年設定して、その中で管理をしていくというのがいいんじゃないかというお話もあれば、一方で何でも上限を設定すればいいということではないから、漁業の状況とかその利用のされ方も考えながら、管理方法を検討していったらいいんじゃないかという、そういった議論も水産政策審議会でもなされています。いずれにしても、資源が安定しているから何もしなくてもいいよというのではないだろうというふうにも言われてきております。

こういった審議会での議論も踏まえまして、水産庁においてもこういう魚種の管理について少し議論をして、また水産政策審議会にも報告をしていきたいというふうに思っています。

そういった一連の流れの中で、資源量が多くて全国的にとられているという観点から、カタクチイワシとブリについて、今回取り上げているということです。

こういう検討の一環として、本日は広域漁業調整委員会が広域的な資源管理を担っているという委員会であるということや、むしろ委員の皆さんが、現場の資源管理のさまざまな調整にかかわっているということから、皆様からカタクチイワシとブリを漁獲する漁業の状況ですとか、あるいは漁獲の仕方、あるいは今後の資源管理のあり方を含めて、ご意見や実情についてお話をいただけたらというふうに考えています。

今回、参考として、カタクチイワシとブリの資源あるいは漁獲等の状況について取りまとめまし

たので、これをご説明させていただいた上で、幅広くお話をいただければ幸いと考えております。

今後ですけれども、今回、これも先ほどのみたいにちょっと予告編みたいな話ですけれども、先日瀬戸内海の広調委で同じお話をして、ご意見をいただき、今回太平洋、この後日本海・九州の各委員会でひとつおりの趣旨のお話をさせていただいて、またご意見を伺いまして、そういったいただいたご意見を事務局で整理して、また次回以降の委員会において、再度、今度は資源管理、どういうふうにしていくかというようなことで、またご意見をいただけたらと、そこで議論をしていただけたらというふうに考えております。

それでは、資料の説明に移ります。

○松岡会長

資料の説明は猪又課長補佐にお願いしたいと思います。

○事務局（猪又）

水産庁管理課の猪又でございます。座って説明させていただきます。

それでは、お手元の資料3-1をごらんください。本日は時間も限られておりますので、ポイントのみかいつまんで説明させていただきます。

一番上めくっていただきますと、資料の構成を簡単に書いてございます。この順番で、順次ご説明したいと思いますので、飛んでいただきまして、資料のページ3をごらんください。カタクチイワシの生物学特性・分布・系群についてでございます。

カタクチイワシの系群、これは資源のまとまりを示すものでございますけれども、ご存じのとおり、太平洋系群、瀬戸内海系群、対馬暖流系群、この3つに分けられます。その寿命でございますが、大体2歳から4歳という、比較的短いものになっております。卵を産む年齢、成熟年齢でございますけれども、いずれの系群も1歳になると成熟し、卵を産むようになるといった状況でございます。

それぞれの系群、太平洋系群、瀬戸内海系群、対馬暖流系群につきましては、下のほうに分布、産卵域等につきまして、地図をつけてございます。

続きまして、カタクチイワシ、あるいはシラスの全国の漁獲量の推移を4ページに示しております。ご承知のとおり、カタクチイワシは成魚のほか、シラスといった小さな稚魚の段階でも漁獲されております。カタクチイワシの成魚の漁獲量を下の青い線で示しておりますが、大体80年代から2000年以降、次第に増加しておりまして、近年おおむね30万トンから50万トンで推移しております。2011年につきましては、若干落ち込んでいるというところです。

対しまして、シラスでございますが、大体6万トン前後でおおむね安定して、これまで推移して

おります。ちなみに、統計上のシラスに区分されるなかには、カタクチイワシ以外の稚仔魚、例えばマイワシ等の稚仔魚も含まれますけれども、現在はそのほとんどがカタクチイワシによるものであると考えられております。

次のページをお願いします。

5ページ目でございますが、県別でカタクチイワシとシラスが大体どのくらいとられているのかといった状況を示しております。左側の棒グラフをごらんください。都道府県が管理する知事許可漁業につきましては、県によって漁獲の大半がカタクチイワシ、成魚であるといったもの、例えば千葉県なんかはそうですけれども、その反対で、その多くが大半がシラスであるもの、例えば太平洋で静岡県はシラスの比率が多いですけれども、そういった県によって状況が大きく異なるといったことがございます。

この点につきましては、次のページでも説明します。6ページをごらんください。まずは成魚のほうですが、カタクチイワシを漁獲する漁業の内訳でございます。シラスを除いたカタクチイワシの生産量の75%が知事管理漁業によって漁獲されております。実際にカタクチイワシを漁獲する量でございますが、大臣管理漁業といたしましては、大・中型まき網漁業。それから、知事管理漁業につきましては、船びき網漁業、中・小型まき網漁業、定置網漁業等々、多様でございます。

その内訳につきましては、円グラフ、それから棒グラフで現在の状況を示しております。

次の7ページをご覧ください。今度はシラスを漁獲する漁業が大体どうなっているかということですが、シラスにつきましては、そのすべてが知事管理漁業によって漁獲されておまして、その大半が船びき網漁業、ご存じだと思いますが、ぱっち網とか吾智（＝ごち）網とか呼ばれていますが、船びき網漁業によるものであります。

その漁獲につきましては、平成23年度の都道府県別の数字をここに示しております。

次の8ページ、これは今日の主要の議題ではございませんけれども、ご参考といたしまして、小さなシラスから大きなセグロの段階まで、さまざまな用途にカタクチイワシ、シラスは使われているという状況をお示しました。加工品、あるいは生鮮の食用、またはミール、養殖の餌、そういったいろいろな用途にさまざまな段階で使われております。その加工あるいは生鮮、養殖向けの産地といたしましては、このページの下のほうに主要な地域を挙げております。

次のページ以降は、資源動向についてご説明いたします。

9ページですが、カタクチイワシの資源動向といたしまして、特に今回の広調委の関心でございます太平洋系群について、示しております。

現在の資源状況についてですが、歴史的に見ますと大体中位にあります。その推移と動向につき

ましては、減少傾向にあるということが水産総合研究センターの評価で得られております。

資源の特性ですが、太平洋系群は最も資源規模の大きな系群でございます。瀬戸内海系群、それから対馬暖流系群に比べますと、海洋環境に資源がかなり影響されるという性質を持っております。

そして、資源との漁獲との関係、9ページの下のほうにございますけれども、代表的な漁業種類といたしましては、この太平洋海域では、大中型まき網、船びき網、定置網、中小まき網、そういった漁業により漁獲されております。

それで、現在の評価に関しまして、現在における漁獲圧は比較的高くなく、親魚の量を望ましい水準以下にしてしまうリスクというものは小さいと考えられております。

よって、同様にシラスの漁獲量とゼロ歳魚の資源量との関係、相関は見られておりませんので、現在の状況であれば、シラスの漁業がカタクチイワシ資源全体に与える影響は少ないものというふうに考えられております。

以上が太平洋系群でございます。

10ページから、瀬戸内海系群でございますが、これはごく簡単に説明します。カタクチイワシ瀬戸内海系群の水準、動向等につきましては、現在の水準は中位にある。そして、その動向は横ばい傾向にあるということが認識されております。ただ、このページの下のほうにございますとおり、特に瀬戸内海におきましては、シラスの漁獲量が比較的多いということから、シラスも含めました漁獲管理が重要であろうというご指摘もあります。

11ページですけれども、対馬暖流系群、日本海側の資源でございますが。水準としては中位、そしてその動向は減少傾向にあると言われております。

一番下に漁獲との関係がございますけれども、シラスの漁獲が資源に与える影響というものは、この日本海、対馬暖流系群におきましては、瀬戸内海系群ほどではないという評価が出ております。

そして実際に今、カタクチイワシがどのように管理されているかという状況を図で示しております。12ページでございます。

まず一番上にございますとおり、国の定める資源管理指針といたしましては、カタクチイワシの資源管理についての特段の定めは現在のところございません。

対して都道府県の定める資源管理指針でございますけれども、調べましたところ、漁獲のある34道府県のうち、カタクチイワシを魚種別に掲げて資源管理の対象としているのは、静岡県、大阪府など9府県でございます。

それから、カタクチイワシを漁獲する漁業種類といたしまして、資源管理の対象といたしているのが、岩手県、福島県など含めまして、22府県でございます。下のほうの地図でございますが、カタ

クチイワシ、それからシラスに分けまして、漁獲量の大きさを色で塗り分けまして、その上で先ほど申しました魚種別あるいは漁業種類別の指針がある県を赤あるいは青で塗り分けているところがございます。

ちなみに、次の13ページのとおり、瀬戸内海におきましては、広島県、香川県、愛媛県が連携してカタクチイワシの、燧灘でございますが、カタクチイワシの広域資源管理の取り組みを現在、設定して実施しているということでございます。

このページにはその概要を書いておりますが、この点につきましては、先週の瀬戸内海広調委においても議論されたところございまして、県を超えた取り組みが漁業者、それから関係者の共同の努力として、今、行われているということでございます。

最後に14ページ、まとめでもう一度繰り返しになりますけれども、上から申し上げます。カタクチイワシは全国各地で多様な漁業種類によって、シラスからその成魚まで、さまざまなサイズが現在漁獲対象となっております。対馬暖流、瀬戸内海、太平洋、この3つの系群は、それぞれに資源状況や漁獲の状況が異なっております。

太平洋につきましては、囲みがございますけれども、シラス、カタクチイワシとも現在のところ漁獲が資源に与えている影響は小さいものと考えられます。現時点で特段の管理を要さないという評価は出ておりますけれども、将来的な海洋環境の変化、または資源状況の変化といったことを考えるときに、どういった取り組みが正しいかということについて、今、委員会にお諮りしている状況でございます。

瀬戸内海、対馬暖流系群につきましても、それぞれのポイント、課題がございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、今日は何かを決めるということではなく、各地域の専門家の皆さまから、このカタクチイワシの管理につきましてご意見をいただくという趣旨ですので、ぜひともよろしく願いいたします。

以上です。

○松岡会長

ありがとうございました。委員の皆様の中には、カタクチに関しまして資源管理と申しますか、漁業調整でご苦労されておられる方もおられるんじゃないかと思えます。先ほど説明者からお話がありましたように、幅広いご発言等をいただければありがたいんですけども、いかがでございましょうか。

石田委員。

○石田委員

カタクチイワシですけれども、用途が広いということで、まずシラスから始まって、シラスの大きくなったら今度はゴマメとか、いろいろな用途が多いと。これに関連する業者は、我々のところだけでもかなりあるということで、これをこの場所で議論するというのはどういうものかなと思っております。

大きくなればミール等は、養殖業のえさですか、それになっていくんですけれども、大きいものだけを資源管理するというのもおかしなもので、やっぱり資源管理すれば、小さい魚から始めなければならないと。この小さい魚のときの用途が大きいということで、これをやった場合にかなり影響する、ほかに陸上の中小企業の皆さんが大変困るということを私は感じております。

それから、これに対してですけれども、まず都道府県の知事管理漁業の皆さんがほとんど持っているものだから、やはり県知事のところのまとめを終わってから広域に持ってきてもらいたいと。広域で最初にやるべき仕事ではないと思います、私は。

以上です。

○松岡会長

ありがとうございました。今のご意見について、何か。

猪又課長補佐、お願いします。

○事務局（猪又）

コメントありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

まず一つ、用途が非常に多様であるといったことはまさにそのとおりでございます、そのためにこの資料をつくるに当たりまして、資源の状況、それから漁業の状況だけではなくて、その用途が非常に多様であるということを書かせていただいております。

実際の資源、漁業を考えるあたっては、陸上で仕向けられる用途というのも、考えながら資源管理のあり方を考えていかなければいけないと思いますので、ぜひその点も受けましてご意見をいただければと思います。

確かに、ミール、それからもっと小さいものはいろいろな加工、そういった中でいろいろな漁業があり、地域、または季節が違う中でまたいろんなサイズのカタクチイワシをとっているという状況がございますので、そういった状況も踏まえて、資源管理のあり方、今なにか結論を予断するものではございませんで、むしろ意見をいただきながら、一緒に考えていきたいというふうに考えております。

そういった意味では当然、それぞれの県におきまして、いろいろな管理のやり方を考えていただく。そしてそれをフィードバックいただくということももちろん大切かと思っておりますけれども、それ

をずっと待つだけではな、順番どちらが先かという話はあるかと思えますけれども、ぜひこういった広い海域を含んだ観点から議論いただくということも、また非常に有用かと思えますので、この点につきましては、また引き続きご議論いただくときにご協力いただければと思っております。よろしいでしょうか。

○松岡会長

佐々木委員、お願いします。

○佐々木委員

カタクチイワシの資源の問題なんですけれども、これは、海域、地域性によってかなり差があって、いわゆる瀬戸内海は、今説明のとおり計画的に改善していこうという資源管理の取り組みがあるわけなんです、特に愛媛県の宇和海側、宇和海ではもう、カタクチイワシがとれなくなってからもう数十年が経ちます。

減少したときに、このカタクチイワシについては、30年周期とか70年周期とかいう話をよく聞きましたが、いまだに完全回復の状況にはなってはいません。

今の説明で、シラスを漁獲しても、カタクチ（成魚）の資源にはそれほど影響がないという説明がありましたが、我々漁業者、私も長いことまき網に従事しておりましたが、シラスを許可制にして、多量にとるような状況になったことが、私はカタクチが消滅した最大の原因だというふうに漁業者としては思っております。やはり、小さいものをとっても、大きいものの資源が減らないんですなんていう議論は、とても我々漁業者には納得ができない議論であります。特に、宇和海の実態から見ると、このシラスの漁獲制限をしないと、これは先ほど説明あったように、カタクチイワシの子どもだけじゃないんで、いろいろなタコの子とか、いろいろそういう必然的な資源が育っていくものまで影響があるということが言われております。

特にアジとかサバの、いわゆる餌になるのは我々はシラスが最たるものではないかというふうに考えてきたんですが、まさにアジとかサバの漁獲も宇和海では全く消滅するような状況になっているわけです。そういう意味では、カタクチ（成魚）だけではなくシラスを含めた議論をする必要があると我々は思います。愛媛県では今、共同漁業権内だけの操業に限定をしているわけですが、当然、密漁もあって、沖合で操業するような実態もあるわけなんですけれども、抜本的にこれらの漁獲や資源管理を総合的に行う体制をつくらないと、成功はしないんじゃないかというのが私の現状の意見でございますので、ぜひその辺を、国として、水産庁として対応していただきたいと思います。

○松岡会長

ありがとうございます。今の件について、管理課長。

○熊谷課長

今、佐々木委員のほうからご指摘あったことはごもっともだと思います。むしろ今の指摘は非常に重要なポイントを突いているなと思いました。

と申しますのが、先ほどの資料の9ページを見ていただきたいと思うんですが。この資料で示した、シラスの漁獲をしても今の資源量にそう大きな影響を与えないという評価は、現在の資源量が比較的中位水準にあることが背景になっております。ところが、まさに佐々木委員がおっしゃったような状況は、資源が低位水準であった時期におこったのかなというふうに感じました。

そういった意味から考えますと、今の資源水準がどこにあるかによって管理の仕方も違ってきますが、さまざまな海域変動に応じて資源が変動することを考えたときに、佐々木委員がおっしゃったような経験というもの、過去の知見というものは非常に重要な要素だと思います。

あくまでも、そういった現在の資源量に基づいた、この文章でございます。

いただいたご意見については非常に重要です。ありがとうございます。

○松岡会長

ありがとうございました。

そのほか、カタクチに関しましてご意見ございますでしょうか。

シラスの漁獲が多い、愛知県の吉戸委員、何かご意見ございますですか。特によろしいですか。

篠島は結構シラスはシロメが大変有名なところだと聞いておりますけれども。また後ほどありましたら、お願いしたいと思います。

そのほか、ご意見ございませんでしょうか。お願いいたします。

○別井委員

茨城でございますけれども、うちの県は沿岸漁業の主力はシラスです。

シラスにかかわる漁業者が、沿岸漁業者の大半を占めておりますが、一方でまき網もあります。

そういった中で十把一絡げに太平洋全体というふうな形で決める、制限をかけるとか、枠をつくるということは非常に厳しいものがあるんじゃないかという認識でおります。

漁業者に対し納得のいく説明、そういったものが重要になってくるんじゃないかというふうに思っております。

○松岡会長

ありがとうございます。ご意見としてお聞きしてよろしいですか。

そのほか、ご意見、ご質問ございませんか。

よろしいですか。それではカタクチはこの辺にしまして、次にブリに関しまして、ご説明をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○事務局（猪又）

ありがとうございます。それでは引き続きまして、ブリの資源、漁業及び資源管理について、資料3-2でございます。

2ページ目でございますとおり、資料の基本的な構成については、変更ございませんので、3ページからご説明させていただきます。

ブリの生物学的特性でございます。寿命は7歳前後、1メートルをゆうに超える個体もでございます。成熟が始まるのは大体3歳に入って一部、4歳以降はほぼすべて成熟をして卵を産むといった魚種でございます。

産卵期・産卵場でございますが、これは東シナ海を中心といたしまして、太平洋では伊豆諸島よりも西と言われております。これにつきましては、4ページ目の右下に分布域及び産卵場を絵で示しております。

これを見ていただければわかりますように、東シナ海から太平洋、それから日本海にわたりまして産卵場がある。そして、成魚も含めました分布域は、沖縄から北海道まで、太平洋、日本海まで幅広くわたっているといった状況でございます。

ブリに関しましては、このページの右上でございますとおり、系群は全国で一つと考えられております。それから、生まれたばかりの稚魚、モジャコと呼ばれておりますが、これは流れ藻につきまして、だんだん北上していくという性質を持っております。また、その成魚につきましては、さまざまなパターンで回遊があって、成魚がまた東シナ海の方に戻って行って産卵するといった傾向がございます。

5ページ目以降、漁獲量、漁業の状況等ございますけれども、ここではブリ類としております。というのは、統計上、ブリ類にカンパチ、ヒラマサが含まれているためです。ただ、実際の漁としましては、その多くがブリであるとされております。

ブリ類の漁獲量は、歴史的に見ますと増加傾向、特に近年増加傾向にありまして、2010年には10万トンを超え、2011年には11万トンを超えるオーダーに至っております。特に2000年以降の増加傾向が著しいということになっております。

都道府県別でどういうふうにご利用されているのかというのが、6ページ目でございます。これは平成23年の数値でございまして、年によって若干の変動がありますが、九州から北海道まで39都道

府県において漁獲されております。当然、日本海、太平洋の両方で漁獲されているという状況にございます。

その獲っている漁業は具体的に何かといいますのが、7ページ目以降にございます。

円グラフ、左下にございますけれども、大臣管理漁業、知事管理漁業で両方で漁獲されておりまして、大臣管理漁業では大中型まき網、知事管理漁業におきましては定置網、中小型まき網、釣り等々でとられております。

ここで一つ申し上げなければいけないのは、このページの一番下の表にも書いてございますが、定置網によるブリの漁獲が実際の総量のうちの4割を占めるという状況にございます。

これは、ほかの魚種に比べますと、かなり高い値であるということで、一番下のほうに魚種と、その割合を表で載せております。

特に北海道、岩手、新潟、富山県等は、そのブリの漁獲の大半が定置網によるものであるというふうに言われております。

引き続き漁業の状況ですが、8ページ目にございますとおり、特に最近でございますが、水色あるいは濃い紺色で示した線にございますとおり、大中型まき網と、大型定置網の漁獲量が増加しているという状況がございます。

9ページ目にございますけれども、ご承知のとおり、モジャコをとってハマチ養殖というのが行われております。このモジャコの採捕尾数でございますが、長い目で見ると減少傾向にあるということでございます。

それからこのページの下の方は、実際にモジャコを採捕している県といたしまして、このような統計が出ていということでもあります。

10ページ目以降、また資源の動向、漁業との関係につきまして、ご説明させていただきます。

10ページ目にございます。

水準、その動向等につきましては、近年の加入が良好でありまして、これまでで最も高い水準にあるということです。資源水準は高位、その動向は増加と判断されます。近年は特に北海道の定置網等で多獲されるなど、その生息域・分布域が拡大しております。

それではなぜ、資源量が増加しているかという要因といたしましては、科学者の分析によりまして、海水温の上昇が考えられまして、この海洋環境が現在、ブリ資源にとっては都合がいいといったことが考えられるということです。

続きまして、11ページにございますけれども、漁業との関係につきまして、グラフを載せております。

ブリにつきましては、生まれたばかりの稚魚、モジャコから成魚、3歳以上まで幅広く漁獲の対象となっております。ただし、近年のモジャコ採捕は資源全体に影響を与えるほどのものではないといった評価が出ております。全体といたしましては、現在は、ブリの資源に対して過大にならない水準で漁獲が行われているというふうに考えられておりますが、先ほど申しましたとおり、将来的に海洋環境が変化した際には、これはまた注意を要するといったことが考えられております。

下のグラフに書いてございますとおり、漁獲全体に0歳魚、1歳魚の占める割合が非常に高いといったことがございます。これはどういうことかといいますと、ブリの個体が大きくなって卵を産む前に、相当の量がとられてしまうといったことが示唆されます。

ブリの資源管理の状況といたしまして、12ページにまた同じような模式図を載せております。

ブリの資源管理の現在の取り組み状況でございますが、国の資源管理指針に関しては、特段の定めは現時点においてございません。それでは都道府県でございますが、漁獲のある39都道府県のうち、またブリを魚種別に掲げて資源管理の対象としているのは、高知県及び長崎県の2県でございます。下の図では赤字で書いております。

対しまして、ブリを漁獲する漁業種類別で資源管理の対象に含めておる県でございますが、これは青森県、岩手県など全部で28県ございまして、これにつきましては青字で書き抜いております。

資源管理指針に定められた管理措置といたしましては、右のほうに書いてございますとおり、定置網、釣り、まき網等々につきまして、休漁設定といった具体的な措置が盛り込まれているということを知っております。

一番最後のページ、まとめでございますが、ブリ類の資源は近年の加入状況は良好で、これまでで最も高い水準でございます。その水準は当然、高位、それからその動向は増加と判断されます。

先ほど申しましたとおり、定置網漁業による漁獲は、全体の4割を占めます。

実際問題といたしまして、その漁獲のほとんどが定置網漁業によるものだという県が少なくありません。

そして、現在の漁業ですけれども資源に対して過大にならない水準で漁獲が行われているわけですが、将来的に日本周辺の海洋環境が変化した際には注意を要するという指摘もあります。

例えば、今までと同じようなとり方をしたとしても、海洋環境の状況、資源の動向によりましては、資源状況が急激に落ち込むといったことも考えられるところであります。

そして、現在、各都道府県におきましては、個別にブリの資源管理に取り組まれておられる状況ですけれども、県を超えた広域的な資源管理の取り組みというのは、現在のところございません。

説明としては以上です。

○松岡会長

ありがとうございました。ブリにつきましても、委員の皆様から幅広いご発言をいただければと思います。佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員

ブリの資源については、非常に最近かなり増加傾向ということは、十分に承知をしておるわけなんですけど、今、説明で、原因が海水温の上昇が最大の原因ではないかという話があるんですけど、私は今一番資源が増加した第一要因は、いわゆるブリの養殖であるモジャコの採捕、これはいわゆる資源管理上特別採捕許可制度で、いわゆる関係5県を中心にして、この調整が毎年図られておるわけなんですけれども、このモジャコの採捕の、いわゆる採捕総量、漁獲数量というのは、この10年から比べたら、まさに10分の1以下になっておるんです。結局、私ども愛媛県を見ても、おそらく今、モジャコをひく業者というのは10隻ありません。遊子漁協だけでも当時は64隻もおったんですけど、そういうことによってモジャコを引く量が大幅に減量されておるということが一つと、それから、養殖に使うそのモジャコを引いたのが、昔は引いてもなかなか育たない。成魚にするには非常に苦労があったということなんですけれども、今、技術的にそれが非常に緩和されたというか、技術開発によってほとんどモジャコを漁獲したものが成魚になるという状況にあります。

混合ワクチンの開発によって、以前は愛媛県の養殖業者では、モジャコを買って成魚になるまでには、平均して30%から50%が死ぬだろうと言われておったんです。ところが今、95%以上の確率で残るようになりました。そういうもろもろの条件があって、いわゆる天然魚が増大してきたのではないかなと我々はそういう認識をしております。

一方、そのことによって養殖魚の魚価は、この天然魚が増大したことで、市況の中で採算がとれなくなり、特に3.11以降それに拍車がかかって、つくっても売れない、単価を安くしても消費が伸びないという現状に陥っているわけなんです。

そういうことで、私はこのブリの資源管理というのは、まさに今待ったがない。国として何とかこの調整を図って、養殖業者も、あるいは天然をとる、一番大きいのは定置網ということなんですけれども、やはり総合的にお互いが生き残れる体制の確立ということが重要な課題だと思うんです。

そういう意味で、これだけ増えた天然魚の資源の管理については、逆に増やすということではなくして、適正な量へと資源管理を、ぜひ国のほうでお願いをしたいというのが考え方でございます。

以上です。

○松岡会長

ありがとうございます。関連してですか、はい。

○石田委員

私は全く反対の意見なんですけれども、まず資源が増えたものをここで議論する必要が果たしてあるのでしょうか。これまで広域の場合には、資源が減少したものを資源回復させるために議論してきたんですけれども、現在資源水準が高位である魚種について、広域漁業調整の場で議論する意味があるのかというふうに思っております。

それから、この資源管理をした場合に、定置網、我々まき網の場合には、確かに資源管理やってやれないことはないと思うんですけれども、来る魚を待っている定置網、これをまさかこの定置網に資源管理ができるんですか。まず、このような状況を踏まえて、ブリ類に対しては今までどおりの漁業調整をせずに、水揚げが減少するまで、この資源が減少するまで資源管理はしていただきたくないというのが私の意見です。

○松岡会長

ありがとうございます。いろいろご意見をいただいておりますけれども、そのほかの方でいかがでございましょうか。ブリに関してはいろいろご意見があるようでございます。高成田委員、お願いします。

○高成田委員

ちょっと質問なんですけれども、資源管理のほうで定置網は当然のことながらある場所が決まっているわけなんですけれども、まき網の場合には当然船が動くということになると、その資源管理のほうでもしするのであれば、今の現状なら問題はないということは結構なんですけれども、する場合には国がもうちょっと前面に出るのかなというふうに思うんですけれども、この将来的に変化した場合には注意を要するという事だけなんです、これはやっぱり将来的にもし変化が起きた場合に、海水温ということもあるようですけれども、その場合には、これは国のほうがもう少し前面に出ざるを得ないのではないかなということがあるので、ちょっと質問という形で伺います。

○松岡会長

はい、今の質問について、猪又課長補佐お願いします。

○事務局（猪又）

よろしいでしょうか。今の3人の方からご意見いただきました。

水産庁としましては、今はできる限り客観的、中立的な立場で委員の先生方のご意見をお聞きして、そしてまたよく考えたうえで、また、ご相談するという話だと思っております。

それで、今、高成田委員のご質問でございます。まき網につきましては、大きな船、かなり大きな船から比較的小さい船までございまして、大臣管理のまき網と、それから知事管理のまき網がご

ざいます。そういった意味では、国の管理、国の役割、それから都道府県のむしろやるべき管理といったものが別途ございます。

それから、当然、まき網の関係の団体は、自主的に考えていろいろな措置をとっております。当然、国がやるべきことはあるかと思いますが、それぞれのステークホルダーがいる中でどういったことができるのかを考えた上で、全体像を見ていくといった話ではないかと私は思っております。また委員の先生方のご意見をいただきたいと思っております。

○松岡会長

そのほか、ご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、またこの問題については引き続き検討するということになるかと思えます。

その際は先ほどカタクチもブリも、いろいろ委員の皆様からご意見をいただいております。こういったご意見を踏まえて、事務局のほうも引き続きご検討いただければと思います。

それでは議題3についてはよろしいでしょうか。議題4に移らせていただきます。

それでは議題4ということでございますけれども、「資源管理に関する連絡・報告事項」ということで、3点ございます。

まず一つは、太平洋南部会、前回の南部会で議論がありましたけれども、伊勢・三河湾のアナゴに関する管理の取り組みでございます。いろいろご質問がございまして、アナゴの資源、これについてもう少し広い範囲でのご説明をお聞きしたいというご質問がございましたので、今回の委員会でご説明を研究者の方に来ていただいておりますので、ご説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○渡辺主幹研究員

増養殖研究所の渡辺です。ではこの資料に基づいてご説明いたします。

アナゴについては、繰り返しになるかもしれませんが、我が国ではあなごかご、あなご筒、あとは小型底びき網漁業でとられている重要な漁獲対象資源になっておりますけれども、このほかに中国、韓国でもかなりの漁獲があります。

最近、マアナゴの仔魚がパラオの西方で採集されたということで、もしかすると日本も含めて東アジアのマアナゴ資源というのはかなり共通した面があるのか、あるらしいということが推測されています。

漁獲についての全体的な動向を我が国の漁獲の動向について、お話ししますと、以前は1万3,000トン程度とれていたものが、現状では5,000トン程度まで減っています。

これは2ページ目のグラフになりますけれども、内訳を見ますと、瀬戸内海、それと太平洋

中区ですね。千葉県から三重県まで。このところで漁獲がかなり落ち込んでいます。ほかの海区では漁獲量が増減を繰り返していますけれども、全体として見れば、横ばいというふうに考えられています。

こういった中で、アナゴの資源管理をどのようにやっていけばよいのかということですが、現状では資源回復計画などで行われていました、ノレソレですね。要するに稚仔魚の漁獲制限、それから、漁獲物の小型魚の漁獲を制限するというようなやり方で、どこも、我々が集めた情報の限りでは主な管理措置を実施している点ではその2つ、その仔魚の漁獲制限と漁獲物の全長の制限ということで、中身に多少の違いはありますが、こういった資源の管理措置がとられています。

こういった、伊勢・三河湾系群以外についての情報は、私たちが、マアナゴ資源研究会と、これは試験研究機関あるいはそのほか業界関係のマアナゴ関係者が自発的に手弁当で集まって情報を交換する会が、もう十数年連続して開かれているんですけども、そういったところで集積された情報に基づくものです

いずれにしましても、マアナゴというのはノレソレの段階で日本の近海に来て、ある程度の大きさまで、大きくても4歳ぐらいですけども、それまで漁獲された後に、またどこかに産卵に行ってしまうということしかわかっていないというのが現状なものですから、資源管理のやり方としては、とにかく来遊したものをなるべく大きくして、効率よくとるといいますか、そういう方向。つまり、成長乱獲を防止するという方向のやり方で資源管理は実施されているわけですが、本来必要な産卵親魚による保護といったようなことについては、特に生活史の産卵とか孵化といったことについての情報が今、欠けておりますので、とにかく来遊した魚について、なるべく無駄なく、しかもとり尽くさないような形でとるといようなやり方が、合理的といえますか、今とり得る中では適切なやり方ではないのかなというふうに水産研究所としては考えております。

ただ、マアナゴ資源管理といっても、これだけではもちろん十分でないわけですから、先ほど申しました、マアナゴ資源研究会での情報の集積ですとか、他の関連する調査船調査、例えばウナギですね、そういった中で集められたマアナゴの情報を蓄えていきながら、なるべく日本の海域に回遊してくるマアナゴの仔魚の加入量というものを的確にとらえていくような手法の開発も含めて努力を進めていくというのが大切ではないのかなというふうに考えています。

短いですが、ご説明としては、以上です。

○松岡会長

ありがとうございました。ただいまのご説明について、何かご質問等ございましたら、お願いしたいと思いますが。

よろしゅうございますか。何かありましたら、また後ほどお願いしたいと思います。

それでは2番目の報告事項がございます。これにつきましては、太平洋カレイ類にかかわる保護区の問題でございます。前回の委員会、北部会で議論させていただきまして、その後の扱いについては、事務局のほう、それから関係者の間でいろいろ協議をしていただいて処理がなされたようでございます。その経緯につきまして、事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○加藤所長

それでは説明させていただきます。仙台漁業調整事務所の加藤です。よろしくお願いたします。資料ナンバー6番をごらんください。

「太平洋北部沖合カレイ類の広域資源管理に基づく保護区Ⅲの取扱いについて」でございます。

これにつきまして、昨年11月20日に開催されました前回の第20回の太平洋広域漁業調整委員会の北部会におきまして、宮城県の底びき漁業協同組合より、現在、東京電力福島第一原発の事故による、その放射性物質の影響によりまして、宮城県の漁船の操業場所が、事件後、宮城県沖のみの操業ということで、非常に制限されているという状況ですので、この状況が本年も続いているということで、昨年に引き続き今年も宮城県沖の保護区Ⅲ、これを開放してほしいという要望が出されました。

この取り扱いにつきまして、各委員からご意見ございまして、その現実はどう活用するのか。現場の要望をもう少し具体的にして、改めて書面で関係者のご理解を得るということと前回されたところでございます。これが背景でございます。その後、宮城県の沖合底びき網漁業協同組合におきまして、検討が行われました。その結果を踏まえまして、底びき網漁業の全国団体であります、全国底びき網漁業連合会、そして、我々水産庁が関係団体、あるいは関係県に対しまして、それぞれ個別に事情を説明をさせていただきました。

その結果、関係者のご理解が得られたということになりまして、先般ですけれどもこの太平洋広域漁業調整委員会北部会のその委員の方々にも、書面をもちまして、お諮りをいたしました。その結果、各委員の方のご了承が得られましたので、今、ごらんいただいております資料6のこの事務連絡をもちまして、今期の本年の保護区Ⅲについても、開放するという事になった次第でございます。

ここにございますとおり、実際に宮城の底びき網漁船が保護区Ⅲの中で操業する際には、当方、仙台漁業調整事務所及び全国底びき網漁業連合会、ここに連絡を入れるということになっております。また、その操業結果につきましては、その資源状況の調査、モニタリングするということで、

東北水産研究所の八戸支所のほうに提出するということになっております。

ということで、一応、本年2月3月漁期につきましても、この保護区Ⅲを活用できるという状況にはなっておりますが、現在の操業の状況を見ますと、先月中の操業はなかったということでございますし、また現時点でも当方、報告は受けておりませんので、まだこの保護区Ⅲの中での操業はないというものを判断をしております。

資料の説明は以上でございます。

○松岡会長

ありがとうございます。ただいまのご説明について、何かご質問、ご意見、ございますでしょうか。高成田委員、お願いします。

○高成田委員

質問です。福島県も底びき漁業があると思うんですけども、福島の漁業者の方は大丈夫なんだろうかとことです。つまり、これは宮城県の方には申しわけないんですけども、福島の底びきの方で、水揚げ港を福島以外に持っておられる方も実際、なかなか水揚げができないという状況が続いていると伺っています。東電からの補償漁業という形でやるしかないのかもしれませんが、とても正常な状態ではないなというふうに思っています。そこで、広域的な漁業調整ということであれば、福島との調整の問題がうまくいっておりますかという質問です。

○松岡会長

ありがとうございます。これについては、内海課長、お願いします。

○内海漁業調整課長

実は、このその他の部分で、福島の漁業の状況と、それから放射性物質の調査についてちょっと私のほうから説明はしようと思っておりました。どういたしましょう。

○松岡会長

後ほどよろしいですか。それでは、後ほど内海課長お願いします。

そのほか、ございますか。それでは、報告事項もう一つあるようでございます。資源管理に関する連絡・報告事項ということで、現在概算要求中の内容について資料が用意されておるようでございます。これについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局（鏑木）

それでは時間も押しておりますので、簡単にご説明いたしますが、資料4をご用意しております。これは、先ほどもご紹介ございましたように、平成25年度の資源管理関係の予算として、現在要求中の内容についてお示ししたものでございます。

この内容につきまして特に変更した点はございませんので、後でございただければというふう
に思います。簡単でございますが、以上でございます。

○松岡会長

この資料について、何かご質問等ありますか。

よろしいでしょうか。

松本委員、お願いします。

○松本委員

一つ、質問ということじゃなくて、要望して終わります。この資源管理と漁業者に対するこの漁
業共済ですけれども、やはり浜の漁業者が事故が発生したときに、これは不漁に対して受ける金で
すが、これが3カ月過ぎなければ支払いが届かないということでもありますので、これはぜひとも漁
業者へ2カ月程度で支払いするように、ぜひとも改正をしていただきたいと、これ、要望です。

○松岡会長

ありがとうございます。この要望につきましては、水産庁関係部課のほうへ伝えていただいて、
ご検討いただくということでよろしゅうございますか。

○長谷審議官

伝えておきます。

○松岡会長

そのほか何かございますか。よろしいでしょうか。それでは次の議題に移らせていただきます。

議題5の「その他」ということでございます。このその他の議題の中では、先ほどの高成田委員
のご質問もございましたけれども、それも含めまして、現在、水産庁から福島県の漁業の再開に向
けました取り組み、それから放射性物質調査の状況について、水産庁としてご報告をいただくとい
うことになっておりますので、よろしくをお願いします。

内海課長、お願いいたします。

○内海課長

それでは、私のほうから現在、放射性物質の調査の様子、それから福島県の漁業の再開の状況、
簡単に説明させていただきます。実は資料は特段用意はしておりません。先ほど審議官からの挨拶
にもありましたように、もうまもなく来週月曜日には、震災から2カ年たつということで、それぞ
れ水産庁においても、漁船の復興の状況、漁港の復興の状況、いろいろな資料を取りまとめて、そ
れは広く皆さんに見ていただくということで、水産庁のホームページにもアップする予定にして
おります。

それから、水産の場合は、あの震災以降、放射性物質との戦いが始まりました。震災以降、各県のご協力を得て、水産物の汚染度合いがどうなのかということで、調査を鋭意続けてきております。これも実は水産庁のホームページ、それから各県で調査をしておりますので、各県の県のホームページにも詳しく毎回資料がアップされております。それを見ていただければ、現在の状況、どういう状況なのかというのが概略わかっていただけだと思いますが、簡単に口頭で現在の状況を説明していきたいというふうに思っております。

水産物の放射性物質の調査につきましては、基本的には各自治体を中心になって、調査計画を策定していただきまして、現在では基準値が100ベクレルということになっております。主要生産品目ですとか、あるいは過去に50ベクレルを超えたもの、そういったものを中心に精力的に調査をしていただいております。

25年2月末時点で、各県のご協力を得て、水産物で調査した検体数が2万6,000を超えております。震災以降、各県が調査を行って、それぞれどういう汚染状況かということで調べておりますが、これについては各県が独自に調査をするもの、それから水産庁も予算措置をしまして、各県で足りない部分については水産庁のほうも委託費の中で調査を行っていくということで、調査を行っている状況であります。

現在の状況、ざっと傾向を見ますと、やはり当初汚染されておりました浮魚の類ですね。そういったものについては、数値がどんどん低くなってきていて、現在においては大体基準値以下、検出されないというような状況が続いております。一方、むしろ底魚の類のものについては、ときどき高い数字、100を超えるものが散見されるということで、こういった100を超えるものについては、その出現の状況等々を見ながら、出荷規制を国のほうでもかけてきております。出荷規制に至る前には、これも各県さん、各県の系統団体、漁連さん、それから各地の漁協さんの協力を得て、自主的措置ということで、その出荷の自粛を行うという措置もとっております。国のほうで出荷規制を行う。それから、それぞれ団体で自粛を行うというようなことで、その2段階の防御線を張ることによって、100を超えるものが水揚げされない、要するに消費者の手元にはいかないんだということで対応させていただいております。

ただ一方、福島を中心とした各県では、まだ出荷制限が一部の魚種で継続されております。例えばイシガレイですと福島、茨城、クロダイですと宮城、福島、シロメバル、スズキについては、宮城・福島・茨城といったようなことで、幾つかの魚種がまだ出荷規制がかかっているというような状況であります。これも、それぞれの各県のご協力を得て、そういったものが出荷されないような体制をそれぞれ講じているというような状況であります。

それから福島の操業の再開ということですが、きょうも佐藤委員さんいらっしゃいますから、私の説明で足りないところはまた補足をいただければというふうに思うんですけども、福島県においては、やはり100を超える魚種がかなりの頻度でまだ出てくるという状況であります。

基本的にはこの状況をしっかりモニタリングをしていくということですが、先ほど言いましたように、一部の浮魚、それからずっとこういう調査を行っていきますと、エビ・カニの類ですね。ああいった軟体性の動物については、割と数値が高くない。科学者に言わせると、ああいったものは中にため込むのではなくて、周りの環境の海水が、非常に低いレベルになれば、放射性物質が体内にたまることなく、数値が低くなっているんじゃないかというふうに言われております。

そういった状況も踏まえて、福島県のほうでは毎月自分たちの操業をどう行っていくかということとで組合長さんを中心にした会議で議論が行われております。

現在までのところは、福島においては沿岸漁業、それから底びき網漁業は、これまでも自粛をしようということで、自粛をしてきている状況ではあります。そういう中で、今後の操業再開を目指して、一部の種については試験的な操業、販売を行ってはどうかということで、その取り組みが現在までのところ進められているところであります。

この試験操業、販売の取り組みは、平成24年6月からスタートをしまして、今言いましたように、軟体性の動物等々については、数値がずっと低いと。ほぼ検出されないということで、24年6月にミズダコ、ヤナギダコ、シライトマキバイ、これは貝の類ですけども、そういった3種において、試験操業を行おうということで、操業を開始しました。これは、漁獲された後、港で簡易検査器で検査をし、それから一部加工を行うものについては、加工業者の手にわたり、それが出荷される際に加工品についてももう一度検査を行って、それから市場に出荷をしました。基本的にはこの漁獲物についても、検出されない。一部、若干のものが検出されたものがありますけれども、これはもう全然低い数字で、その部分について問題はないというものを試験操業、試験販売ということで取り組みが進められております。

逐次モニタリングの状況を見ながら、この操業の海域、これは当初かなり沖合の海域で操業を行っていたんですけども、そういった操業海域を南側に少しずつ拡大していく、あるいは魚種を少しずつ拡大をしていくということで、非常に慎重に試験操業を現在も続けていただいているところであります。

これは、報道等が出たんですが、そういった試験操業の、試験販売の物品については、地元でも非常に喜ばれて、それがすべて完売するというような状況で、消費者のご理解も得ながら、こういったトライアルを行っております。現在のところ、春のコウナゴ、これはイカナゴの稚魚ですけども

ども、その試験操業に向けた調査を行っていかうということで、現在、漁協さん等々で、仕立て上げた船でもってそういったものをもって、その数値を見ていっているというような状況であります。

もとより福島県における漁業の再開、これは水産庁においてももしっかり支援していくべきというふうに思っておりますので、先ほど言いました毎月の組合長会議等々には、担当官も派遣して福島県の方々ともども、その操業の再開をどういうふうにもっていくかということについて議論をしながら、今後とも協力して対応していきたいというふうに考えております。

福島の操業再開、あるいは放射性物質の調査の状況については、以上でございます。

○松岡会長

ありがとうございました。高成田委員、ご質問はよろしかったでしょうか。

○高成田委員

突飛な質問かどうかわからないんですけども、福島の船が福島以外、つまり自主的に規制をされている以外の部分で操業するというのは、なかなか難しいことなんですか。

○松岡会長

内海課長、お願いします。

○内海課長

基本的には、現在のところは福島の船はその底びきもまだ出ないということで、皆さんで合意をされておりますので、一時期、どこかで操業できないかいうみたいな、そういう話はあったんですけども、皆さんの中で現在出ないで試験操業を行うことで対応していきましょうということで、話がまとまっているというような状況でございます。

○松岡会長

ありがとうございました。そのほかの委員の方で、今の内海課長のご説明、何かご質問等、ご意見等ございますでしょうか。

佐藤委員、よろしいでしょうか。お願いします。

○佐藤委員

今の説明で十分だとは思いますが、今、底びきのことを言ったのは今のとおりで、福島県全部が沖底組合とか小型底びきとか、全部団結して、個々のにやったのでは、まとまりがつかなくなるからやめようという意見の一致を見まして、操業はしないと。やっぱり三県許可を持っている人らは、私らは千葉に行って操業してもいいんだと言う人も中にはいたんですよ、やっぱり。でもそれではもう県自体がまとまらないだろうということで、それに今の検体、週1回サンプルをとって調査しているんですけども、やっぱりこの沿岸のほうはどうしても15検体ぐらいを境に上に

行ったり下に行ったりというのを繰り返して、まだまだ、10体ぐらいに次の週は減ったかなと思うと、また次の週は上がっていく。だから、ホットスポット的なところがあって、そこから移動していく魚がふえたり減ったりしているのかなというふうには、私、個人的にはそういうふうになっているんですけども、なかなか減っていかないです。あの沿岸のほうは。

あともう一つ、コウナゴ。3月に入って漁が始まりました。やはりコウナゴのように浮いている魚というのは、今説明のあったとおり、出ないんですよ、生の状態では。でも、加工すると幾らか数字が出てくる。これもやっぱりまだまだ、同じことを繰り返していると。だから、今月まだ半分も満たないので、今月ずっとやって、それでどんどん下がっていくようだったら、来月4月に試験操業をしましょうということにはなっています。これもやっぱり生では出ないんだけど、どうしても加工すると幾らか出てくるということの繰り返しのようです。

今言ったように試験操業の繰り返し繰り返しやって、まあ何とか大きな魚だけでも一般の人には買ってはもらっているんですけども、まだまだ、実際に私もぐるっと魚屋回って話を聞くんですけども、若い人がまだ買わないと。ここにいる年齢の人ぐらいはみんな買うんですけども、若い人がまだやっぱり他県の魚を買っていく。茨城県と福島県とあると、茨城県の魚を買っていくというふうに、なかなか若い人はまだ買ってくれないようです。これが解決すれば、沖の試験操業している出ない魚、これがもう全国にさばけるとは思うんですけども、一日も早くそうやってほしいなとは思っています。

以上です。

○松岡会長

ありがとうございます。福島県さんは、特に大変だと思いますけれども、引き続き頑張っていたきたいと思います。

そのほかの方で、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○阿部委員

宮城県の阿部でございます。宮城のコウナゴは、2日ほど前に、コウナゴ全体会議をして、セシウム検出されなくてももうちょっとこのコウナゴ漁業委員会を1週間後に開催して、再度検討するというので、まだ結論は出ておりません。

○松岡会長

ありがとうございました。それでは、宮川委員、お願いします。

○宮川委員

ちょっとサバの件でお尋ねします。このきょう出たブリとイワシのこういう地図の中に数字を入

れるような、こういうデータがサバにもあるんですか。

○松岡会長

これについては室長お願いいたします。

○保科室長

きょうのカタクチイワシとブリの資料は、この会議の議論のために作成したもののなので、今、サバで同じものはございません。作成をすればということです。

○宮川委員

きょうはサバのことではないんですけれども、うちのほうでやっぱり小規模な漁業者が多くて、サバですごい苦勞しているもので、できれば皆さんが見て納得するデータというのか、北海道から北部太平洋、中部太平洋の各都県のTAC量と年間の水揚げがどのくらいあるかということ非常に気にしているもので。そこら辺がデータがもし出せるのであれば、またうちの県のほうへ届けてほしい。

○松岡会長

それにつきましては、できますか。

○保科室長

わかりました。整理をしてお届けするようにいたします。

○松岡会長

それは、宮川委員のほうにお届けするというところでよろしいでしょうか。

○宮川委員

県の水産課のほうで結構です。

○松岡会長

それでは、県の水産課のほうに届けていただけるとのことでございます。

そのほか、何かございますでしょうか。お願いいたします。

○赤塚委員

千葉県にもお願いします。

○松岡会長

そのほかの委員の方、ご希望される方、おられますか。

○高成田委員

お願いします。

○松岡会長

高成田委員もお願いします。

それではそのほか何かございますでしょうか。

事務局からは報告事項は以上ということでもよろしいですね。

そのほか、委員の皆様方からその他何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次回の委員会の開催予定について、事務局から報告があるということでございます。

お願いします。

○事務局（鍋木）

それでは次回の委員会の開催予定について申し上げます。

次回につきましては、9月から10月の間で開催をしたいというふうに考えております。この開催のときには、今回は省略いたしました。太平洋南、太平洋北の各部会についても開催をする予定でございます。日時及び場所等につきましては、会長及び委員の皆様のご都合をお聞きしながら、追ってご連絡をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○松岡会長

今回は9月から10月、各部会も含めて開催を予定されているということでございます。よろしくお願いをいたします。

○事務局（鍋木）

すみません、一つ忘れまして。先ほど、神谷のほうから、資料の件をお話ししたんですが、若干受付のところに置いておりますので、ご興味のある方はお持ちになってください。よろしくお願いをいたします。

○松岡会長

ありがとうございます。それでは、本日の委員会はこれにて閉会したいと思います。委員各位ご臨席の皆様におかれましては、議事進行へのご協力をいただき、大変ありがとうございました。

なお、議事録署名人に指名させていただきました千葉県の赤塚委員、農林水産大臣選任委員の本間委員のお二方には、後日議事録が送付されますので、よろしくお願いをしたいと思います。

これをもちまして、第18回太平洋広域漁業調整委員会を閉会とさせていただきます。大変ありがとうございました。以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉 会